

鳥取県告示第618号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

米子市愛宕町51、49の1から49の4まで、49の6から49の8まで、陽田町98の1、99、100の1、102の1、103の1、114、115、120、121、133から135まで、139の1、139の2、144、145、147、155、157、158の1、陰田町1495、尾高字本丸1314の2、福万字嫁田1069の2から1069の4まで、字小野田谷1077の2、1078の2、1080の2、1081、1083、字小原田1090の2、1090の4から1090の7まで、1091の2、1103、1104の2、1105、1106、1108の2、字槇原1110の2、1111の2、1113の3、1114の4、1115の2、1116の3、1117の2、1118の2、字槇原ノ上1119の2、1120の2、字粕谷ノ一1133、1134の2、字梨子ノ木平1138の2、1140、1141の2、1142、1143、字須村尻1144の2、1154、1156の2、字河原山ノ一1158の2、1159、1160の2、1161の2、字河原山ノ二1163の2、河原山ノ三1164の2、1165の2、1166の2、1167の2、1167の5、1167の6、大袋字寺山通り380の2、日原字石畑648の2、649、字後山148の3、150の2、151の1、151の4、152から155まで、159、160の1、161の2、162、163、164の3、165の2、166の2、268、269の1、271の1、271の2、272、字山ノ越283の1、284、285の1、286から288まで、289の1、290の1、291の1、292、293の1、293の3、293の4、字宮ノ峠山650、652、字下山294から296まで、307、308、字家ノ前317、318、観音寺字中山127、字北谷249から251まで、253、268、字岩崎ノ一685、686の1、686の8、字戸上35の1、字地藏院146の2、190、字戸上山58、59、60の1から60の3まで、大谷町85、86の1、287の1、287の2、330、346、353、365、366、414の1、414の2、424、祇園町一丁目100、福市字王神谷97、98の1、99の1、長砂町20の6、20の11、574、591、593、596、610から614まで、久米町96の1、99、100の1、100の2、254の7

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

米子市観音寺字北谷249、250、字岩崎ノ一685、大谷町365、366

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）